

# 長良高校生徒心得

(令和7年度)

## 1 学校生活

学校は学び（勉学・部活動等）の場である。高校生の本分を守り、校訓の実現を目指して最善を尽くすこと。

### （1）通学

#### ア. 登校

規定の服装を整え、身分証明書およびすべての学用品を携帯して、定刻までに登校する。

#### イ. 下校

（ア）終業後は、速やかに下校し、帰宅する。

（イ）顧問の指導のもとに部活動等を行っているときは、午後6時とする。ただし、大会・コンクール等の前については、届出、許可により1時間程度の延長を認める。

#### ウ. 自転車通学

（ア）通学に自転車を使用しようとするときは、予め学校に申請する。

（イ）自転車保険等に加入すること。

（ウ）自転車通学をする者は、道路交通法ならびに「自転車通学規程」をよく守る。

#### エ. 下宿等

自宅が遠距離などの理由で、下宿等をしようとするときは、予め保護者から届け出る。

#### オ. 服装

（ア）服装は、簡素、端正で、長良高等学校の生徒としての品位を保つよう心がける。

（イ）学校が定めた「服装規程」をよく守る。

（ウ）身体の故障等のため、規定以外の服装で登校しなければならないときは、その理由および期間を申し出る。

### （2）校内生活

#### ア. 欠席・欠課・遅刻および早退

（ア）欠席、または遅刻するときは、予め保護者から「すぐ一」で連絡する。

（イ）体調不良等のため、欠課または早退するときは、学校職員に申し出る。

#### イ. 外出

（ア）始業から終業までの間は、学校外へ出ない。

（イ）やむを得ず学校外へ出なければならないときは、「外出届」を学校職員に提出する。

#### ウ. 試験

（ア）試験は、事前に十分復習を行い、全力で臨む。

（イ）受験にあたっての注意事項をよく守り、不正や疑惑を招くような行為をしない。

#### エ. 携帯電話・スマホのマナーについて

（ア）朝のSHRから放課後、掃除終了後までは、電源を切り、各自で管理する。

（教員の指示があった場合はその限りではない）

（イ）校内において音楽プレーヤー・ゲーム機として使用しない。

（ウ）SNS等への個人情報の流出及び他人への誹謗中傷等はしない。

オ. 施設・設備および用具の使用

- (ア) 学校の施設・設備および用具は大切に扱い、汚損しない。万一汚損したときは、学校職員に届け出る。
- (イ) 分担清掃は、毎日行い、担当の先生の指導・点検を受ける。
- (ウ) 休業日等、時間外に学校の施設・設備および用具を使用しようとするときは、予め学校職員に申し出る。
- (エ) 火気および危険物の取扱いは、担当の先生の指示を受けて行う。

カ. 印刷物の発行・配布・掲示および放送

- (ア) 印刷物の発行・配布・掲示および放送をしようとするときは、予め学校職員に申し出る。

キ. 金品の徴集、および売買

- (ア) 一般生徒から金品を徴集しようとするときは、予め学校職員に相談し許可を得る。
- (イ) 生徒間で物品の売買をしない。

ク. 秩序の保持等

- (ア) 学校の秩序を乱したり、他人に迷惑をかけたりする行為をしない。
- (イ) その他、長良高等学校の名誉を傷つけるような行為をしない。

## 2 家庭生活および社会生活

家庭および社会の一員として、好ましい人間関係を作るよう努めるとともに、長良高等学校生徒として、自覚ある行動をすること。

(1) 外出、および旅行等

ア. 外出

- (ア) 夜間の外出は、午後10時までに帰宅する。

イ. 旅行等

- (ア) 海外へ渡航（留学・研修含む）しようとするときは、予め学校に届け出る。

(2) アルバイト

ア. 特別の事情がある場合を除いて、アルバイトをしない。

- イ. 経済的理由等のため、やむを得ずアルバイトをしなければならないときは、予め学校に届け出る。

(3) 異状の発生

ア. 自己の異状

- (ア) 交通事故、暴力・恐喝等の被害を受けたときは、速やかに学校に報告する。
- (イ) 警察官、補導員等から補導を受けたときは、速やかに学校に届け出る。

イ. 身辺の異状等

- (ア) 家族の死亡、家屋の災害等、身辺に異状が生じたときは、学校に連絡する。
- (イ) その他、自己および自己の身辺に異状が生じたときは、学校に連絡する。

### 3 生活全般

法令や道徳を守り、高校生としてふさわしい生活をすること。

#### (1) 交通安全

##### ア. 交通安全

(ア) 交通法規や交通マナーを守り、自他の安全の確保に努める。

イ. オートバイ・自動車の運転等 … 「4ない運動」

(ア) 運転免許を取らない。

就職のため、やむを得ず運転免許証を取らなければならないときは、予め学校の許可を得る。

(イ) オートバイ等を買わない。

(ウ) オートバイ等を運転しない。

(エ) 他人のオートバイや自動車にみだりに乗せてもらわない。

#### (2) 違法行為および不健全娯楽

##### ア. 違法行為

(ア) 喫煙、飲酒、薬物、窃盗等、法律に触れる行為をしない。

(イ) 暴力、脅迫等、他人を不安に陥れるような行為をしない。

##### イ. 不健全娯楽

(ア) パチンコおよび不健全な飲食店等へは立ち入らない。

#### (3) その他

ア. その他、高校生としてふさわしくない行為をしない。

### 4 規定の改定又は廃止の手続き

- (1) 生徒会執行委員会は、生徒の意見を集約し、校長に対し、規定の改正又は廃止を求めることができる。
- (2) 校長は、前項に基づく求めがあったとき、又は規定の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、学校運営協議会でその内容について議論するものとする。
- (3) 校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえ、規定の改正又は廃止について決定するものとする。
- (4) 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。

(附則) 1. 平成 31 年 4 月 1 日 一部改正

(附則) 1. 令和 4 年 4 月 1 日 一部改正